

秋田市消防本部自動体外式除細動器（AED）貸出要綱

平成31年2月14日
消防長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、市民が参加する催し又は行事等（以下「各種イベント等」という。）において、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の貸出しについて必要な事項を定め、突然の心停止者に対する迅速な救命活動に備えることを目的とする。

（貸出機器）

第2条 貸出機器は、消防本部において管理するAEDとする。

（貸出対象）

第3条 貸出対象は、公共・民間を問わず、各種イベント等を主催する団体とし、消防長が認めたものとする。

（貸出要件）

第4条 貸出要件は次のとおりとする。

- （1） 医療従事者又は消防機関が実施する救命講習を修了している者が配置されていること
- （2） AEDを営利目的として使用しないこと
- （3） AEDの設置について、来場者に広く周知すること

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、各種イベント等の開催される期間および前後の期間とし、概ね7日とする。ただし、消防長が特に認めた場合はこの限りでない。

（費用負担）

第6条 AEDの貸出しは無償とする。

2 救命活動のため、AEDの使用により発生した維持費等も無償とする。

（貸出しの申請）

第7条 AEDの貸出しを希望する団体の代表者（以下「利用者」という。）は、貸出しを受けようとする10日前までに自動体外式除細動器（AED

D) 借用申請書(様式第1号)を消防長に提出することとする。

(貸出し決定通知等)

第8条 消防長は、前条の申請を受理したときは、貸出状況、貸出要件により貸出可能と認められる場合には、自動体外式除細動器(AED)貸出決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 AEDの受け渡しは、消防本部とする。

3 貸出し時は、利用者に対して貸出決定通知書を提示させるものとする。

4 貸出し時は、利用者に対してAEDの取扱い説明等を行うものとする。

(貸出し中の管理)

第9条 利用者は、AEDを常に良好な状態で管理し、使用しなければならない。

2 利用者は、AEDを処分又は目的以外に使用してはならない。

3 利用者は、AEDを転貸又は譲渡してはならない。

(返却)

第10条 利用者は、返却指定日までにAEDを持参し、点検・確認を受けなければならない。

2 担当職員は、返却されたAEDを点検・確認するとともに、自動体外式除細動器(AED)貸出記録表(様式第3号)に必要事項を記録しなければならない。

(損害の補償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失によってAEDを亡失又は破損させた場合は、速やかに消防本部に報告するとともに、AEDを原状に復し、又はその相当額を弁償しなければならない。

附則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。